

令和元年（厚）第781号

令和2年3月31日

主文

後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

本件は、請求人が、厚生労働大臣に遺族厚生年金の裁定を請求したところ、生計を維持されていたとは認められないとして遺族厚生年金を支給しないとする処分がされたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であった亡A（以下「A」という。）が平成〇年〇月〇日に死亡したところ、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付で、請求人に対し、死亡した者によって生計を維持していたものと認められないとして、遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

（略）

理由

第1 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）が死亡した場合は、死亡した者（以下「適格死亡者」という。）の配偶者であって、適格死亡者の死亡当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（厚生年金保険法第58条第1項第4号及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10、並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。）。）

2 本件の場合、Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと及び請求人と戸籍上婚姻の届出をした夫婦であったこと、並びに、Aの死亡の当時、請求人が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、当事者間に争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が、Aの死亡の当時、Aと生計を同じくしていた者であると認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。
 - (1) Aは、昭和〇年〇月〇日に出生し、請求人（昭和〇年〇月〇日生）と平成〇年〇月〇日に婚姻し、Aと請求人の婚姻関係は、平成〇年〇月〇日にAが死亡するまで継続していた。
 - (2) Aは、平成〇年〇月〇日に、〇〇市の自宅で死亡し、同年〇月〇日、Aの長男Bがその死亡を届け出た。
 - (3) Aに係る住民票（除票）によれば、Aは、昭和〇年〇月〇日に〇〇市の住

民となり、平成○年○月○日に同市○
○ ○-○-○ ○○○○より同市
○○ ○-○ (以下「a宅」という。)
に転居し、死亡時まで住所を変更して
いない。

(4) 請求人に係る世帯全員の住民票(平
成○年○月○日付け)によれば、請求
人は、平成○年○月○日に○○郡○○
町○○ ○-○ ○○○○よりa宅
に転居し、Aの死亡時まで住所を変更
していない。

(5) Aに係る死体検案書の主な記載内容
は次のとおりである。

氏名：A

死亡したとき：平成○年○月○日 午
前○時頃

死亡したところ：○○市○○ ○-○

死亡したところの種別：自宅

死亡の原因：直接死因：病死(心臓死
の疑)

(6) 請求人が作成した、○○市○○ ○
-○-○在住のCが証明(証明日：平
成○年○月○日付け)する「生計同一
関係に関する申立書」(平成○年○月○
日付け)及び書面(作成日付不明)に
は、以下のとおり記載されている。

① 別世帯になっていた理由(注：記
載なし)

② 同居についての申立(別居してい
たこと理由)：平成○年頃、知り合
い、すぐに夫が転がりこむ様に私の
アパートで同居を始めました。平成
○年○月から今、住民票のある所に
移り、平成○年○月○日婚姻届を提
出しました。同居してすぐに日常的
に暴力がありました。平成○年○月
に一度家を出たのですが、夫が土下
座してきたので戻りましたが、以前
より暴力がひどくなり、平成○年○
月○日に家を出ました。家を出てか
ら夫から留電やメールが多数ありま
した。最後のメールは平成○年○月
です。そして現在に至っています。

③ 経済的援助についての申立：

㊦ 経済的援助の有無：なし

㊧ その回数(注：記載なし)

㊨ 経済的援助の内容：調停中、少
し援助をしてはと調停員が勧めて
くれました。その時は少し送金し
てもいいと言っていたのですが、
その後、気が変わったのでしょうか。
不成立に終わった後、婚姻費用分担
申立をしましたが、一度も入金が
ありません。

○○家庭裁判所より平成○年
○月より月額○万円の支払い命
令が出ていますが、私の居場所
がバレないように○○市のb銀行
にしました。入金があれば、○
○で出金すると夫の手元にb銀
行の通帳があるので、分かって
しまうとかわれ、カードを私の
息子の送付し、暗証番号を教え
て出してもらった算段までしたの
ですが、一度も入金がありません。
月額○万円に至るまでの過
程も源泉徴収証も年金支給額も
提出されませんでしたので、裁
判所としては妥当な金額が分か
らないようでした。

④ 定期的な音信・訪問についての申
立：

㊦ 音信の手段：電話、メール

㊧ 訪問回数(注：記載なし)

㊨ 音信・訪問の内容：着信やメー
ルが夫からはありましたが、私か
らは返信していません。夫からの
着信と留守が10回以上ありまし
たが、出ていませんし、留守番も
聞いていません。

平成○年○月○日、○○につ
いて直ぐ○○警察署の生活安全
課の方から「電話しない・メー
ルしない・Dさん(注：請求人)
の所在を探さない」と夫に警告
を出しておきますと言われまし
た。

平成○年○月○日に家を出て
から夫から着信・メールがあり
ました。

- ① 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「メールよいので元気かどうか？メールください。心配で何も出来ません。早く連絡を」
- ② 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「会社の印はどこにありますか？持っているんですか？教えてください」
- ③ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「お金は有るの。何があっても、お父さんが解決するから早めの連絡をお願い」
- ④ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「もう一度チャンスを下さい。だめなお父さんを助けて下さい。」
- ⑤ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「本人、元気確認 お父さんの生年月日を教えてください。」
- ⑥ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「あなた身体が心配で何も手につきません。メールでよいので元気確認させて下さい。」
- ⑦ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「お客様にはリフレッシュ休日と受け答えして下さい。今回は他人には心配かけ無い様にしようネ。」
- ⑧ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「仕事が二件はいったけど心配で客先の良い返答が出来ません。安心させて下さい。お願い申します」
- ⑨ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「電話しても出ないのできてみたと心配して来て見ました。静養しますと伝えてあります。」
- ⑩ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「貴方を理解してあげれなくて、今後悔しています。押し付けな事ばかりで私が間違っていました。Dを大切にしたいのに本当に悔しい。そばに居るだけで、幸せなのに。」

もっと冷静に話し合いをしなければいけないね？今の切ない心境です。いっぱい苦しめてごめんなさい。」

- ⑪ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「時間がありません。一回でいいので電話に出てください。」
- ⑫ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「最後のメール Dが頑張って苦しんでいたのかよくわかりました。今一度頑張っ
て安心してDが安心して帰る日を努力させて下さい。Dの心配をしない日も無いけど、私からはもう連絡はしません。何か心配なこと生じた時は連絡下さい。Dの電話待つだけです。」
- ⑬ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「苦勞させてごめんなさい。お互い自分を取り戻して家族の本当の姿にしたいと思っている。今までの自分の不甲斐なさに落胆しています。Dの今回の行動はやむを得ない事だと思っているので心身共々養生して下さい。許して下さい。許して下さい。許して下さい。許して下さい。許して下さい。Dの声が聞きたい。」
- ⑭ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「Dは、実家のお母さんの看病と静養を兼ねて行っていることになっています。」
- ⑮ 平成〇年〇月〇日 〇：〇
「Dに迷惑のかからない様一度別れてください。ゴメンナサイ。穏やかに仲良く話し合いに交えてもらえないかな？お互いに駄目になってしまいう前をお願いします。愛情

表現の下手くそな私の最後の夫帰愛です。]

⑯ 平成〇年〇月〇日 〇：〇

「あなたは、お店も〇〇〇〇にもあなたが看板だったと今さらきずかされました。もっと早くDの存在に感謝すべきでした。文句ばかりでゴメンナサイ許してください。あとの後悔先に立たずでした。悲しい男でした。でもDに対しての愛情は世界の誰よりも負けないつもりです。愛情表現が下手くそでした。君を大事にして一生をおくりたい。店にでなくても月に一度顔をみせるだけでお願いします。離婚をしてからの話です。Dは俺の人生です。誰にも否定させない。命をかけて。」

⑰ 平成〇年〇月〇日 〇：〇

「恥ずかしくて、もう人と顔を合わせたくありません。他人を信用しないで下さい。」

⑱ 平成〇年〇月〇日 〇：〇

「自分本位でDを苦しめてしまいました。お父さんの方が狂っていたよね。ほんとうはDを守りたい。他人は人の不幸は蜜の味で幸せを願ってくれる人は少ないのでは？きおつけてネ！」

私の携帯は夫が経営するc社名義で平成〇年〇月に一度家を出た際に、履歴を取り寄せて、居場所がバレてしまいましたので、今回は同じ過ちを犯さない様に私の息子が用意してくれました。会社の請求書作成がわからないと夫の息子からショートメールが入り、お互いにショートメールでやり取りをして、私の電源が切れてからは対応していません。携帯のチップを抜いたら、電波が飛ばないとのこと

なので携帯電話会社(d社)にお願いしました。夫死後、〇〇警察署から連絡が入り、死亡当時まだ解約されていないとの事です。夫からの最後のメール平成〇年〇月だそうですが、まだ見ていません。

なお、付け加えさせて頂きますと、平成〇年に一度、戻りましてから何をやってもやる気がおきない、だるい、眠いけど眠れないと体調が悪くなる一方で、夫の会社の経営も悪化し、私の給与は払ってもらえず、医療保険もやめさせられ、国民年金も払ってもらえない状態でした。体調の悪い中、私はパートを見つけ、面接場まで夫はついてきました。当然、仕事に就き、少しの時間でも離れていられるし、収入もあると考えていましたが、突然、居酒屋を始めると言い出し、泣く泣く仕事を諦めました。当時、会社は赤字経営で、日銭がほしかったのだと思います。会社再建も考えず、会社の預貯金〇〇万円を元手に始めました。何かあった時に全責任を負わせる為と私が逃げない為にすべて私名義で居酒屋を始めました。もうこの頃はどんなってもいいと考えるようになりました。当然24時間365日一緒に会社の事、居酒屋の事など悪いことがあると、暴力と暴言の繰り返しでした。私の運転にケチをつけ毎日たたかれています。めがねが飛ぶほどです。本業はそっちのけで、毎夜営業と称して近隣の居酒屋で飲んでおりました。離婚の話になると外見からはわからないような腹などに暴力を受け息がとまりそうでした。でも私の中で決して間違った事は言っていないと

確信していました。〇〇に来て、e科にかかったところ、初めて私の病名を知りました。夫の暴力と依存による適応障害と。今でも睡眠薬は手放せません。心の傷は今も癒えていません。夫が死んだからもう大丈夫ではないのです。私はこの心の傷を墓場まで持って行く覚悟です。そんな人を選んだあなたが悪いと言われたら何も言えません。同じ経験をしていない人には理解できない事と思います。あと2年半ぐらいで裁判をと思っていたところ突然の夫の死、今回、遺族年金の手続きで色々と思いついたくない事まで文字にし、整理する機会が出来た事感謝します。

- (7) 平成〇年(家イ)第〇〇〇〇号婚姻費用分担申立事件に係る審判(平成〇年〇月〇日付け。以下「本件審判」という。)の内容を摘記すると、以下のとおりである。

同居時の住所 〇〇市〇〇 〇-〇
申立人 D
住 所 〇〇市〇〇 〇-〇
相手方 A

主文

- 1 相手方は、申立人に対し、平成〇年〇月から当事者双方が別居解消又は離婚するまでの間、月額〇万円を、毎月末日限り、申立人名義のb銀行通常貯金口座(…)に振り込む方法で支払え。
- 2 手続費用は、各自負担とする。

理由

- 1 本件は、申立人から相手方に対して婚姻費用として月額相当額の支払を求める調停の申立てであるところ、調停委員会による調停を試み、調停期日を5回実施したが、調停として成立するに至らなかつ

た。

- 2 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 申立人(昭和〇年〇月〇日生)及び相手方(昭和〇年〇月〇日生)は、平成〇年〇月〇日に婚姻したが、平成〇年〇月ころから別居するに至っている。
- (2) 申立人は、相手方に対して、夫婦関係調整の調停も申し立てたが、不成立で終わっている。なお、相手方から婚姻費用の支払はない。
- (3) 申立人は、平成〇年〇月〇日、当庁に対し、本件の家事調停を申し立てたが、相手方と合意がいたらず、調停として成立しなかった。

- 3 上記認定事実ほか一件記録に基づく一切の事情を考慮すると、相手方が申立人に支払うべき平成〇年〇月以降当事者双方が別居解消又は離婚するまでの間の婚姻費用は月額〇万円が相当である。

- 4 申立人と相手方は合意することができないことなどから、本件を調停に代わる審判で解決するのが相当であり、調停委員会を組織する各家事調停委員の意見を聴いた上、主文のとおり審判する。

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 保険者は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、認定基準を定めており、認定基準は、生計維持関係の認定について、適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、生計維持認定対象者が適格死亡者と生計同一関係があり、かつ、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。そして、生計維持認定対象者が配偶者の場合で、住所が住民票上同一であるときは、適格死亡者と住

民票上同一世帯に属しているか否かにかかわらず、適格死亡者との生計同一関係を認めるとし、住所が適格死亡者と住民票上異なっているときは、当該配偶者と適格死亡者との生計同一関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。ただし、これにより生計同一関係・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

また、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の被害者の場合、DVを避けるために一時的な別居が必要になる場合があることから、DV被害者については、被保険者と住民票上の住所を異にしている者であっても、遺族年金等の生計同一認定要件の判断に当たって、DV被害者という事情を勘案して、適格死亡者の死亡時という一時点の事情のみならず、別居期間の長短、別居の原因やその解消の可能性、経済的な援助の有無や定期的な音信・訪問の有無等を総合的に考慮して、上記イに該当するかどうかを判断するとしている（「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」令和元年10月3日厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡（以下「DV被害

者通知」という。))。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、Aの死亡当時において、請求人がAと生計を同じくしていた者であったと認めることができないかどうかを検討する。

前記1(3)及び(4)によれば、請求人は、住民票上、平成〇年〇月〇日にa宅に転居した時からAの死亡の時までAと同一住所であったことが認められるところ、前記1(6)及び別紙1によれば、請求人は、「平成〇年〇月に一度家を出たのですが、夫が土下座してきたので戻りましたが、以前より暴力がひどくなり、平成〇年〇月〇日に家を出ました。家を出てから夫から留電やメールが多数ありました。最後のメールは平成〇年〇月です。そして現在に至っています。」「亡夫とは生計を一ではないこと、連絡し合っていないこと、金銭のやりとりはない事は事実ですが受けていたDVは事実です。」などと申し立てていることが認められるから、請求人は、平成〇年〇月〇日にa宅を出て以降、Aとは別居状態にあり、同日以降、Aから経済的援助を受けていなかったと認めるのが相当である。しかしながら、本件記録中のf病院e科・g科・E医師が平成〇年〇月〇日付けで作成した診断書（精神通院医療用）の発病から現在までの病歴欄には「推定発病時期 H〇年〇月頃」、「夫のDVなどがあり、抑うつ的となり、H〇〇。〇〇当院を初診し通院。」との記載が認められ、前記1(6)及び別紙1の請求人の申立てを併せ考えるに、請求人はDV被害者に該当すると認めるのが相当であり、請求人の平成〇年〇月〇日以降のAとの別居（以下「本件別居」という。）は、請求人がAからのDVによる身体的及び精神的苦痛から逃れるためのやむを得ない事情によるものと認めるのが相当である。また、前記1(7)によれば、請求人は、請求人がAに

対して申し立てた夫婦関係調整に係る調停の申立てが不成立となったことから婚姻費用分担に係る調停を申し立て、当該調停が成立に至らなかったことから、本件審判が平成〇年〇月〇日付けでされたことが認められる。そして、本件審判では、Aは、請求人に対し、同月から請求人とAが別居解消又は離婚するまでの間、月額〇万円を支払うこととされていることが認められる。そうすると、請求人が、Aとの音信を拒否していたとしても、DV被害者であるという事情を考慮すれば、それはやむを得ないものと認められ、本件別居が開始されてからAの死亡の時までは3年6か月余りであり、請求人は、婚姻費用の分担をAに求めて調停の申立てをし、本件審判の後もAに対し離婚を求める行動をとったとの事実も認められないのであるから、本件別居が解消する可能性が全く存在しないとまでは認められないというべきである。また、本件審判後にAが請求人に対し婚姻費用の支払をしていなかったとしても、Aは、本件審判により請求人に対し月額〇万円の婚姻費用の支払責任を課され、請求人を扶養する義務を有していたことは明らかなのであり、本件審判からAの死亡の時まで2年4か月余りであることからしても、これらの事情をDV被害者通知の趣旨に照らして考えるに、Aの死亡の当時においても、請求人は、Aと生計を同じくしていた者であったと認めるのが相当であるというべきである。

- (3) 以上によれば、Aの死亡当時において、請求人はAと生計を同じくしていた者であったと認められるから、請求人には、Aに係る遺族厚生年金が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。